

## 65歳問題・介護保険への流れ

情報提供 南 副理事長

\*3年後の見直し→①法案～法律を変えていく分野②省令の殆ど～給付費(報酬規程で変えていく)・厚生労働省はいま色々な所で説明～大山鳴動して鼠一匹という状態で殆どが大きくは変わってない。骨格提言が何だったのだろうという反省がいま出ている。ほとんどが真正面から取り組んだところはありません。

\*その原因(はっきり言えること)①3年後の見直しの内容を見れば財務省から問いかけられた事についての答えに終始している。②社会保障審議会障害福祉部会メンバーで知的障害メンバーは日本福祉協会と日本育成会だけです。知的障害者のことをまともに話されたのは日本福祉協会だけでした。

### ■介護保険の一元化の問題。

・これには吃驚した、私の方も考えが及ばなかったが、障害福祉の税である線と介護保険と一元化をしていくという大きい道があると想像して下さい。その真ん中に道を作っていく、どちらでもないといえる道を作った。

・2月17日に厚生労働省から正式に言い始めた。「今まで65歳になる時点で利用している事業所、施設はそのまま利用できます。その代わりに65歳になれば、給付費が自立支援給付費から介護保険給付費に代わります。給付費の1割負担について多々心配な点があると思いますが、それについては、一旦1割負担は支払っていただき、後で自立支援給付費の同額を本人に還付します。一旦は出しますがその同じ額が本人に戻ってきますので相殺すれば本人負担はございません」という言い方をします。

・質問してもまだ考えていません、これからですという事だったそうですが、着地点をそこに求めておいて、これからの色々な矛盾、問題についてはこれから色々な所の動きを見て調整していく事を考えている。

・自立支援給付費を介護給付費に変える⇒65歳になって介護給付費を受けるという事は介護認定を受けます。介護認定を受けると大体人によって違いますが、大雑把に言うといま言われているのが障害支援区分6の方は介護認定区分が大体2ぐらいい、市町村事業での要支援の方に入ると言われている。

・それは、65歳になるまで受けていた支援区分による自立支援給付費の額が介護給付費に代わってガクッと落ちる。事業者でいえば報酬がドンと減る。それを追いかける形で厚生労働省からつい最近直接聞いたが、そこの事業所が介護保険施設、事業所になりやすくするという事になる。介護給付費を受けるための介護保険で認められる施設整備をしなければいけない。特に何も変わらなくても介護保険施設になれるという取り組みをする。

・本人の負担ゼロです。今まで介護保険との一元化を反対してきた主だった理由は本人の負担が1割負担になる事。そして、介護保険施設に移らなければいけない。これが解決するわけです。

・そこで問題なのが、今まで不十分な議論だった介護保険と障害福祉はどう違うのかという事が今後の争点になってくる。アリの一穴、小さな穴が開いたらワット介護保険一元化になっていくことは火を見るより明らかな状態が今生まれている。これについては、各障害団体で、大きな団体として介護保険との一元化を殆どが反対です。その団体とも連携してアナウンスしていま様子眺め、反応を見ているところです。障害者運動の展開と政治家を使いながら進めていかなければならない時点で差し掛かってきた。

・それが平成30年です。平成30年は介護、医療、障害福祉がちょうどぴったり合った改正時期です。そこを一緒にやっっていこうと考えているようです。

・逆に問いかけますが、知的障害をお持ちの家族、ご兄弟が介護保険の方のサービスを受けて何故だめなのか。知的障害を持っている人が、障害福祉の方でやらなければならない理由は何なのかをしっかりと把握しない限りはされていくという事だと思います。かなり深刻な状態に差し掛かってきた。

・多分、私がお付き合いしている何人かの方でこういう案になってくると想定した人はいないのです。違憲訴訟があった時の厚生労働省と違憲訴訟団との妥結した大きなものは「現行の介護保険との一元化はしない」という文章で作りました。それに対して、鹿児島大学の伊藤周平先生が、いみじくも言われていたが「これは意味がない妥結案です。」つまり、現行の介護保険ですから介護保険が違ったら現行ではなくなると言っていたが、その通りになってきたかと思っています。

#### \*意見・応答

(由岐理事長) 障害連が厚生労働省障害福祉課(5名) 障害連執行部(7人)での意見交換で、「支援の内容については介護保険が優先されるが介護保険のメニューにない或いは足りない部分は総合支援法から決定が可能という認識を示してそれまでのサービスを大きく下回らないようにしたい」と答えた。障害連から逆質問で、まさに介護保険との統合ではないかについては否定的な見解を示した。あなた方の心配するようなことにはなりませんからという見解を示したという事ですけど、到達点を決めているからそこへどうやって反対運動が巻き起こらないような形で到達点へ行くのかという所で介護保険との統合は避けては通られない。本当に山場に差し掛かっているのではないか。私が一番ショックだったのはある県の執行部の人が何をそんなに65歳になったら介護保険との統合を心配するのですか。子供が65歳になったらあなたは90歳を超えているでしょう。死んだ後のことを心配しなくてもいいような仕組み、制度になっていないから我々が元気な間にいつあの世に行ってもこの子たちがちゃんと社会が支援をしてくれる仕組みを作らなければいけない。自分が死んだら後は野となれ山となれではいけないという話をしたことがある。

(南副理事長) 65歳になっても事業所、施設はこれまで使っているところは継続して使えます。その裏側では給付費(家族から見ても) (事業者は報酬)。自立支援給付費が介護給付費に代わる。そのために障害支援区分6の人は介護認定で要支援もしくは介

介護認定区分2になる可能性が高い。

(南副理事長) 事業者は障害者事業所から介護保険事業所に移行しやすくします。どういう事ですかと聞いてもまだはっきりしたことは答えられませんという段階です。「給付費が少なくなるため今まで受けられていたサービスが少なくなるという事はありませんが、少なくするかしないかは事業所さんです」。悪者は事業所になってくる。介護保険の1割負担は収入が障害基礎年金のみの者(低所得者)は支払った後から自立支援給付費から還付され実質的負担はゼロ。事業所としては自立支援給付費が介護給付費にチェンジされるという事。年取って、手間暇掛かり介護給付費でお金が下がる。すると、若くて自立支援給付費が多い人に代えてもらう。高齢の方は介護保険施設に移ってくれという風になる可能性が高くなるということです。

(由岐理事長) 全施連として理論的に考えておかなければいけない事＝障害者だから、介護認定2だから介護保険の方に移行するのは嫌だと、一般の国民はみんな年取って痴呆とかが出てきたら介護保険に移行していつているのに障害者ゆえに65を過ぎようが、80になろうと、障害支援施設を利用するというのは一般の国民から見て不公平と言われるか、いや、障害者というのはこういう特性があるからお年寄りになった人の状態と全く違うからと理解されるか。突っ込まれた時に反論できない事態にもなる。

(南副理事長) 厚労省のお話では、財務省が納得してくれません。アナウンスし始めたのは2月17日です。福祉協会で課長補佐が文章を持って説明したのは3月12日です。我々が細かい説明を求めたのは13日です。施設関係、事業者関係の経理実態調査をする時、厚労省は財務省に対して、我々が戦える資料ください。という事は、国民がどうか障害者団体がこぞってこれを反対することを意外に期待しているかもわからない。ただし、なぜ厚労省はずっと以前から障害福祉と介護保険との一元化を求めているのは介護保険の場合は財務省との関係もあるが、保険が半分ですから、厚労省内部でいろいろなことを決めていける。財政的には介護保険の方でやった方がやりやすいという意味がある。しかし、どうもこの間のニュアンスは財務省に対して言い寄っている理論構築をしてほしいという事はしばしば出てきました。これを逃したらス～と介護保険の一元化に向かうことはまず間違いない。

(南副理事長) 65歳問題をするための共通認識。

- ・給付費(個別給付費)…一人一人本人への給付費です。
- ・区分6の人はお金を多く貰えます。これが障害福祉サービスを多く買えるという形です。区分3になるとお金が少なくなるので買うことができるサービスが少ない。みなさんこれの実感はないと思います。
- ・これは居宅系でははっきりしている。身体介護の時間が長い、区分の高い人は量が多い。低い人は時間が少ない。

(由岐理事長) 在宅の人も金銭支給受けているのですか。

(南副理事長) 同じです。知的障害福祉サービスの図式～皆さんに実感がないのは個

別給付でありながら、区分6の人から区分3まで色々な額の人が施設に納めて、施設は報酬を一纏めにして置いて利用している人たちに必要な人に必要な支援をします。以外に区分6の人は支援が少なくて区分4の人が非常に支援を多く受けている場合が多々ある。個別給付でありながら。だから、ここで区分6の人で64歳になるまでいて、介護保険の区分2か3で給付費が少なくなったら全体にかぶさってくるわけです。笑ってられない、背に腹は代えられない。

(由岐理事長)施設側が貰う報酬規程はあるが利用者に対する個別給付規定がない。(南副理事長)利用契約を結んでいます。利用契約は利用できることを契約するものなのか、利用契約は利用することを契約するものなのか。ショートステイがそうなのです。ショートステイの契約は利用できることを契約する。利用しない場合は当然ない。これがいまいなのです。

給付費(報酬)・配置基準について:例えば、障害支援区分6の人で加算の多い利用者があるかないかで利用する側から見たら多くお金をつぎ込んでいる所と普通でいいところと別れます。給付費とは一体何か、職員配置が何対何か。全員が区分6、5、4と分けたパワーポイント図。区分の平均区分は全員が同じ区分という事です。指定基準があり、3:1です。2. 5:1、2:1、1. 7:1という風に職員配置をすることができる。収入は1. 7:1にすれば加算が多くなり高くなる。しかし、収入を職員数で割り替えると職員の給与レベルは下がってくる。指定基準3:1でしているところは皆さんが要求を権利として要求できるとぼくは思っている。2. 5:1以上は権利ではなくなる。職員が自分の給料は減ってでも良い支援をしようという事が言える。月で言うと10万ぐらいは違います。基準通り3:1で60人定員だったら職員が20人です。20人でやるという事は例えば体育館に閉じ込めて一人か二人の職員で見るとは違いますが。個別支援なんて当然できない。トイレ、おしっこに再々行く人は皆おむつです。

契約について:契約の自動更新というのは障害福祉では毎年細かい所が一杯変わっているから本当はあり得ない。何も変わらずに、そのまま自動契約更新していくという事は非常におかしなことです。あじさい園は毎年1か月前に説明して契約します。その時に契約書とはどういう意味かという事が判らなくなってくる。電気料で考えると契約する事は電気を使うという契約です。もし、全然使わなくても基本料金は払います。自立支援法、総合支援法は使わなかったらお金を支払えない。65歳問題は、特に個別給付費といいながら個別給付費ではない入所施設を利用しているもしくは施設、障害福祉を受けているところのここがあやふやになってくると思います。

人員配置率の基本は1週間5日です。月曜日～金曜日の日数の1. 7:1。職員には当然年休20日を受ける権利があります。利用者が60人で3:1であれば、職員数は20人。年間の年休取得日数は $20 \times 20 = 400$ 日。 $400 \div 52 \text{週} = 7. 692$ 日。 $7. 9 \div 5 \text{日} = 1. 54$ 人です。他に祝休も考えなければいけない。22人いて12人ぐらいです。だから3:1でするところは2・3人で小水に再々行く人はおむつという事になる。1日に勤務す

る人は、1日は24時間ですから12人で24時間しなければいけない。8時間勤務ですから少ないものなのです。だから、土日に職員数を少なくしてお風呂はないというのがパターンです。入所だとどうなるか、むごいものです。必要な人数は1.6に2倍掛けたらいいのです。個別支援が必要な時間帯(時系列でみる)おしっこ、排便といった定型支援は夜間帯に集中している。そこに人が少ないのです。人員配置は前年度の利用日数で決めます。前年度の利用日数÷開所日数。単純に60人割るとは言えません。大枠で大体お話ししましたが、こういう状態です。

## 65歳を過ぎたらグループホームで暮らせないの？

兵庫県下市町村のアンケート結果から 福田和臣顧問

お手元にお配りした「65歳を過ぎたらグループホームで暮らせないのか」という事でアンケートを取りました。愛心園の利用者の方の中で65歳を過ぎて少し病弱ですがまだまだ元気な方で新しく出来たグループホームに移ろうという事で姫路市に問い合わせました。市は65歳を過ぎて障害者のグループホームへ行かれない、行かせないという事がはっきりしました。そこで、兵庫県全体のアンケートを取って圧力をかけようという事でアンケートを取るようになりました。結果としては、行かせないといった姫路市が一番硬かったが、大体は、介護保険は優先です、しかし、事情によってはOKですというのが一般的でした。国のある意味での方針が徹底しているのかという気がします。建前はきちっとして実際は融通が効く、しかし、日本の効くのは力関係なのか行政の態度なのか直接担当者の考え方なのか明確ではありません。起こしていったら担当者は緩くなるなど感じます。

私たちとしてはグループホームのよい生活をしたいと言う本人の願いをどうするのか。うちの利用者を姫路市はよく知っているので、あの人が介護保険のグループホーム対象と思うかという、思いませんということです。すると、放り出したらそのままかと言うと、いえ、状況によって考えますからそういうことはありません。状況によってというのはよく判らないのですが、私たちが受ける力関係を持たないと難しいのかと思います。国が出している通達、通知案文を作ったものを持っていました。問題を全体として、自分たちの問題としてとらえること残念ながら県施設協会は弱かった。日本福祉協会の方も65歳になったら介護保険という事に反対しています。

厚労省に人を介して話した時には、「65歳になって、介護保険に移行するという事に正面から反対している団体はありません、しかし、そういう声は聞いています、でも、正式にきちっとした形で反対だと」言うのはないと言われていると。要は、組織的に動いていないから国では反対は受けてはいない、しかし、反対の声はあると微妙な言い方です。

私たちは、このアンケートをもう一度キチットと取りながら姫路市との交渉に入りたい。

基本的には、私たちは介護保険というような保険制度に私たち利用者が移っていくという事は65歳だろうが80歳であろうが反対だという姿勢でこれからも臨みたいと思いました。できたらですが、この全施連と一緒にこの問題を解決していったらと思いますのでよろしくお願いいたします。

《質問など》

・見通しとしては65歳が40歳ぐらいまで下げてるのと違うか。

・福田顧問 厚労省と話をしたとき、国の方は「いまの生活を保障しながら介護保険にいけるようにします」と言っていた。例えば介護保険の基準と障害者の基準が違います。それを一緒にしようと、利用者負担についても今と同じように1割負担がなければいいと。グループホームの基準で部屋の大きさが少し違うが、緩和しそうな気配です。そこを緩めたら皆さんの言うように知的障碍の人たちもグループホームに行けますよ、そんなに心配しないでいいですとそういう前提で物事を進めている。相当強烈に頑張らないと押し切られるという気がします。基本のところは譲らない。税金を丸丸使う障害者が65歳からでも介護保険に移すとその分のお金が余ってくる。介護保険で見てくれば、今の障害の分野で国、行政が全部税金というのではなくて身が軽くなると、彼は、はっきり言っていました。明らかに財政的事情で介護保険に移る、移したい。介護保険に40歳まで来ればもう20歳までと同じです。一気に乗り切ります。その辺のことは根本的な運動としてしないと中々難しいという気がします。

・厚労省には反対意見はどの団体からも出ていないと言いましたか。

福田顧問 言いました。厚労省として言ったかどうかは判りませんが、彼は、一つも反対はないと言っている。

・全施連は厚労省には直接に要望、意見書は出している。

福田顧問 全施連が出しているという事は彼はしっいても私は知らないと思っている。だから判りませんと言いました。そんな事無いだろうと言ったら、声は聴いていますと、微妙です。以上です。

・ボツになっても構わないから福祉協・他団体とも一緒に出したらいくべきですか。

福田顧問 そうです、毎年、毎年。出したという事をどこかで知らせないといけない。

南副理事長:整理をしたい。違憲訴訟の妥結案には「障害福祉は現行の介護保険との一元化はしない。」障害者団体と違憲訴訟に参加した障害者団体は介護保険への移行はダメだとはっきり言っているのです。厚生労働省は知らないわけではないですから、介護保険に一元化する、一元化しないというど真ん中の案が出てきました。日本福祉協の理事会が最近開かれました。その中で、四国4県の議決としての介護保険への一元化はダメですという事を日本福祉協会として取り組んでほしいと会長が言いました。そこをすぐ大分県の釘宮さんが、追っかけてくれて何人かの意見が出てきた。結果的に日本福祉協は弱腰ながら不承不承のような状態であった。協会の執行部からは「日本福祉協会は介護保険との統合を賛成してい

ません。」一応フォーマルな意見として纏まりました。先ほど福田さんが言われたようにいわゆる財政的なこと、税ベースでやっている予算が介護保険でやると半分で済む。その中に予算を厚労省が立てた場合は財務省からその半分を出してくるという法律的に財務省との接触が必要なくなり、厚生労働省官僚が決めていけるというのが介護保険の強さなのです。もう一つは、他団体 DPI ははっきりとした反対意見を出していると思っている。

- ・ 障害連もはっきり出している。

南副理事長：状況はちょっと雲をつかむような話なのですが、しっかりしなければいけないという事です。介護保険と障害福祉、いわゆる自立支援給付費と介護給付費の違いですが、額の違いは物凄く違います。例えば、介護保険の方ですと、大体言われているのは障害支援区分6の方は、最悪の場合は要支援に入ってくる。良くて2・3という風になってくる。介護給付費が少なくなるという事はハイ65歳になるとサヨウナラと障害福祉の維持・運営ができなくなる。個別給付といいながら居宅系の施設障害福祉サービスは、みんなのお金を集めて、それを一緒にしながら必要な人に、必要な支援をしていくという形を取っている限りそこで給付費が少ない人が混ざりだすと他の人に全部しわ寄せがいく。職員数を少なくしないと経営ができないとかいうことになってくる。それは単に介護給付費がつながるといふ風にはならないという問題。先ほど福田さんが市町村によって取り組みがバラバラですという言い方。高知県ではこういう事をしました。65歳になる1か月ぐらい前に今は大丈夫なのだが将来障害者支援施設、入所施設に入らなければいけない、家庭事情で入りたいという家族の希望があっても65歳過ぎると入れない。考えたのは64歳の時に契約して支給決定を受ける。支給決定は入所施設に入ってそこを利用した場合は自立支援給付費を支払いますという決定です。支給決定を受けていて使わなければいいです。在宅で通いでもいいです。65歳以前に契約しているので、他法優先に関わらない、入所施設は介護保険の適用除外となっているので使えるとした。高知市から、ちょっと待ったが掛かりましたが、一応65歳以上になっても入所施設が必要な方は入所施設に入れるようにします。しかし、これはあじさい園と高知市の約束で言質が取りづらいのですが、高知市の施策推進協議会でメンバー（福祉協会の若い人です）に発言させて、課長の言葉として同じことを話させて、議事録に載せている。2月に開かれた高知市の施策推進協議会で再度彼が確認しました。各市町村によって取り組みが違います。局地戦はいいとしても皆さんのところで、我々がしたように市と折衝してということが、中々出来がたいのでベースとして、介護保険に移行しなくてもいいような仕組みを作っていないと必ず犠牲者が出てくるという事になってくる。特に、福祉協会の在宅系とグループホーム部会長からは介護保険の一元化を利用する

ことは何故いけないかという質問があった。福祉協会の障害者施設支援部会でも平気で何故介護保険へ移行したらいけないのですかが簡単に出てきます。自立支援法反対で先頭に立った、小板、西村ラインの時になぜ介護保険への一元化を怖がって物凄く気にして戦ったかという事を歴史的に学びなさいという言い方で、執行部に対してその資料全部提出してくださいと言って、半年過ぎましたが、まだ出てきません。その資料がいまから若手に対して介護保険への一元化はどんなものなのか、不具合があるかという事を部会でも説明していこうといま構えているところです。業界も昔のことを忘れだした。育成会は賛成なのです。これぐらい違うのです。区分6が介護保険にありませんので区分6だけここに出しています。区分と介護保険と合わせているが条件が1年間で表しているが、3・4までは介護保険の方が給付費は高い。加算を入れるとよく判らなくなるので、基本額は基本給付額だけです。平成27年度単価で介護給付が一番額が高いユニット個室型を選びました。自立支援給付費は障害関係基本額だけですから関係がなく、区分6の人が、区分3・2に入ったら経営者としたら出てもらいましょうという判断をせざるを得ない位違います。福田さんも話したように厚生労働省は今の所で利用ができます。ただ自立支援給付費が介護給付費に変わるだけですよと言います。介護給付費を受けるために介護認定を受けなければいけない。そして事業所は介護保険施設に変わることができるように容易にできるようにする。

まとめです。本人の1割負担は一旦支払う形をとるが、後で自立支援給付費から同額を本人に戻す、還付する、だから、利用者個人の負担もなくて同じ所を使えると言う論理でいま来ている。アナウンスして着地点を決めて、こういうやりかたですとみんなの反応を見だしたところです。質問が出たいろいろな物は考えているかもしれないが、今から考えるという形みたいです。

・そもそも介護保険に反対したのは、老人は若いときから自ら働くことができ、お金を残すこともできた。年金をかけることもできたし、年金も貰っている。自ら介護保険を掛けている。障害持っているから、国家責任でやってきた。我々が障害支援区分反対と同じように一緒にきっちり出さなければいけない。

由岐理事長：自立支援の違憲訴訟弁護団の団長だった藤岡さんが、65歳になった、特に身体障害が多いが、いま全国各地で訴訟の弁護をしている。藤岡さんが、「介護保険優先適用原則は権利侵害」との論文の中で自立について「介護保険の自立概念は、介護保険を利用することにより日常生活動作の機能回復を図り、できるだけ介護なしで、一人で生活できるようにすることを自立ととらえる。そこを目的としている。しかし、障害者福祉施策における事実公的介助を利用して障害者が自ら主体的に社会参加し生活を営み他の人と平等にいくことである。根本的に自立感が異なる両制度を無理に連動することは不可能

というべきである」というこの自立の概念がお年寄りの自立と障害者の自立はそもそも違う」と述べている。全施連として肝に据えて抑えておかなければならない。

南副理事長：時代、時間の流れというのは凄いもので、あのころ、事実上反対と言って皆が沸いて冷めてしまっている。四国4県での議論をするときにしたのは、カエルの行動です。熱い湯に飛び込んだらギャーとなるが、ジワジワ温められるといつの間にか死んでしまう。そういう状態になってきている。もう1回思いだしましょう。

家に帰ってからしてほしいことは、今の介護保険への課長通知に「一律判断はしないで下さい。例えば65歳になったから全部を介護保険へという一律規定はしないでという様なことを各都道府県、各市町村に通知を出している。しかし、一律規定を定めている市町村があります。これが、高知市他は本人の希望に即して介護保険サービスで可能かどうかを検討する。本人が介護保険は嫌だという事だったら無理強いをしないというやり方。（一律規定ではない）大分市の一律規定の例です。こういう風にしたらこうすると青字で書いている。介護保険に相当するものがない、障害福祉サービス固有のもの認められるもの、同行援護、行動援護、自立訓練、就労支援、就労継続支援等は介護保険にはありません。これらについては障害福祉サービスを支給する。生活介護は介護保険ですという事も規定として定めている。大分市の方が65歳になって、所謂、居宅系を中心にして生活介護、通所でも使っている方は64歳数か月の時に介護認定を受けてくださいと1枚の通知書が来ます。一律規定があると、介護保険嫌だといっても何もサービス受けられませんという事になる。いま、法廷闘争している介護保険に無理やり行かされた方が裁判所に訴えているのは、この一律規定に対しての戦いです。生活介護が65歳になったら介護保険に行くことは課長通知の中の例として同行援護、行動援護等々は介護保険にはないと説明しているところを書いている。厚生労働省の見解はあれは例示であって必ずしもそれ以外は介護保険へ移行しなければいけないという事は言っていませんと言います。確かに、課長通知にそういう文言は書かれています。ただ、市町村としての受け取り方は違います。県の場合は市町村ですから県は関係ありませんので。是非お調べ下さい。以上です。

・介護保険に移行した人はいるのですか。

南副理事長：います。応援団がない、いない人は市町村から介護保険に移りますといったら判らないからハイと言って殆どが移行しています。入所施設は我々みたいな職員の応援団がいるためきちっとできるが、居宅系と通所系はみんなすつと移る。介護保険というのは、本人の意思によって受けられる。本人が意思を表明しなければ受けられない。受けなくていいのです。

福田顧問：アンケートを取っていて窓口担当者の考え方によって随分違うのですが、一番気にしているのは例えば選挙公約に小さい字でも介護保険との統合みたいなことが書いてあるとその様な所を見る人がいなかったとしても公約に書いていますと言って突っ走っていく。私たちが理論的に勝っても負ける可能性がある。いかに波として負けないような対策を立てていくか。少なくとも、私たちの家族会にきちっと伝えて、運動として拮げていかないといくら理論的に勝ったとしても世間の波を利用してダット押し潰してくる雰囲気はありました。この後どうやって波を防いでいくのか、実際的な戦いの仕方を考えていかないと、多分、理論的にはどこへ行っても勝てると思うが世間の人たちが味方ですという形で押ししてくる可能性はあるかと思う。

南副理事長：よく使うのは、国民の理解を得られませんからという言い方で来ます。今本当にこの根っこを早く断ち切らないといけない。この戦いがこの1年、すぐ迫っていますので是非皆さんしっかりと頭の中に叩き込んで会員の方にご説明を願いたいと思います。

・国家予算で社会問題になりかけているのが生活保護の問題、下流老人の問題、75歳以上の老人介護の問題。これらには物凄い危機感を持っている。それに比べ障害福祉などは小さい問題で無視される。この問題は私たちが声を出していかなければいけない。

由岐理事長：厚労省に要望書、意見書或いは抗議文を出す予定です。それに当たってはここが大事という所を整理し箇条書きにでもして各県連に送ります。

・請願4項目についてはやらなければいけない事は判っていてもやる人が一人か二人しかいないので勉強している暇が無いのです。昨日申し上げましたようなところをマニュアル化して、こういう対応が必要だという事を是非今のことと合わせてお願いしたい。

由岐理事長：先行的にやっている福岡にもご協力を得て、それを見たらどういう順序でどういう行動をしたらいいのか判るものを作りましょう。

・65歳問題は、行政の県のレベルとか市町村のレベルでしているのですか。

南副理事長：すべて県は関係なく、市町村です。昔は県一本でできたが、いまは全部の市町村に個別に当たらなければいけない。市町村の温度差が大きい。国は市町村格差があるのは当たり前という言い方です。言い方を代えたら市町村によって独自の取り組みが出来る様にいまの時代なったということですが、行政というのは中心となる市、一番大きいところが決めたら大体他の市町村は右に習への動きをしてくるのが通常です。各市町村によって窓口がもう少し詳しい、物凄く対応がいいという所は必ずうるさい親御さんがいる。